

## 中古車の売却トラブルに注意！

ここ数年の半導体不足の影響で新車販売台数の減少から、新車に買い替える消費者が減り、中古車の登録台数も減少しています。そのため、事業者は中古車の買い取りに、より一層力を入れていることが消費者トラブル増加の一因になっています。

### 【事例】70歳代・男性・広域町

トラックを売却するためネット検索した2社に見積り依頼をした。自宅で査定をし、A社は「本社に戻ってから2時間後に連絡をする」と返答して戻った。B社は「遠方から査定に来たためその場で契約をしたい」と言い、35万円を提示した。数時間A社からの連絡を待ったが返答がなくB社と契約することにした。書面を交わしB社が帰った後、A社から55万円と見積金額の提示があったため、B社に契約を解消したいと連絡をしたが、「契約は成立しているので解約はできない」と返答された。

### 【ひとこと助言】

- 自動車の売却は、特定商取引法及び割賦販売法で定められたクーリング・オフの対象外です。査定場で「今日なら高く買い取る」などと急かされても、一度冷静に考えましょう。【事例】は、2社に依頼したにも関わらず査定額が出そろわず、比較検討する前に決めてしまったことがトラブルの要因です。相談者へは、キャンセル料金を確認すること、交通費や手数料など実際の損失額の支払いは必要である旨説明し、事業者へ解約交渉をしてもらうよう助言しました。
- いったん契約すると、原則として契約書の内容に拘束されます。すぐにキャンセルを申し出ても合意解約ができない場合があります。特にキャンセル料に関しては、金額とともに、どの時点から発生するのか等についても理解したうえで契約することが重要です。
- 近年では、買取業者への売却だけではなく、ネットオークションやSNSなどを通じて車を個人間売買することも増えています。インターネット上でコミュニケーションが取りやすくなったため手軽な売却方法になってきましたが、細かい契約条件の取り交わしをしないことで、車の不具合が起こった場合の責任の所在がわからないだとか、代金や税金の未払いなどのトラブルが生じるリスクがあります。また、相手に依頼した名義変更をしてもらえないといった相談もあります。不安に思うことや事業者とトラブルになったら、下記士別地区広域消費生活センター、もしくは、車買い取りの事業者団体である（一社）日本自動車購入協会（JPUC）の消費者相談窓口（0120-93-4595）にご相談ください。

### 消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日はお休みです）

- 事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
来所、電話、電子フォームでのご相談を受けています

